実施艦等　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年九月十三日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十九年九月二十六日から十月一日までの間、毎日〇五〇〇から二四〇〇まで
区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域
実施艦等　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年九月十三日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十九年九月二十六日から同月三十日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
実施艦等　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十八号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十九年九月十三日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十九年九月二十六日から同月二十九日（予備、同月三十日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

辞令

（庶務部長）衆議院参事　岡田　憲治
国際部長事務代理を免ずる
秘書課長事務取扱を免ずる（九月十一日）

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣安倍晋三は九月六日ロシア国へ出張のため出発した。
○外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
外務大臣河野太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○厚生労働大臣臨時代理
同　鈴木　俊一
厚生労働大臣加藤勝信海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○経済産業大臣臨時代理
同　茂木　敏充
経済産業大臣世耕弘成海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　林　芳正
内閣府特命担当大臣松山政司海外出張不在中内閣府特命担当大臣（少子化対策担当、男女共同参画担当、クールジャパン戦略担当、知的財産戦略担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を命ずる
同　茂木　敏充
内閣府特命担当大臣世耕弘成海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を命ずる
同　鈴木　俊一
内閣府特命担当大臣加藤勝信海外出張不在中内閣府特命担当大臣（拉致問題担当）事務代理を命ずる
（東京高等検察庁検事）検事　佐伯　恒治
判事兼簡易裁判所判事に任命する（以上九月六日）
○法務大臣臨時代理
国務大臣　小此木八郎
法務大臣上川陽子海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に法務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
検事　堺　徹
検事長に任命する
検事長　田内　正宏
願に依り本官を免ずる
判事　田村　幸一
高等裁判所長官に任命する
塩川実喜夫
特命全権公使　山崎　啓正
南　博
竹田　浩三
特命全権大使に任命する（各通）
相川　一俊
特命全権公使に任命する（以上九月七日）
○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣安倍晋三はロシア国へ出張のところ九月八日帰朝した。
○外務大臣臨時代理解職
国務大臣　菅　義偉
外務大臣河野太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○厚生労働大臣臨時代理解職
同　鈴木　俊一
厚生労働大臣加藤勝信帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○経済産業大臣臨時代理解職
同　茂木　敏充
経済産業大臣世耕弘成帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　林　芳正
内閣府特命担当大臣松山政司帰朝につき内閣府特命担当大臣（少子化対策担当、男女共同参画担当、クールジャパン戦略担当、知的財産戦略担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を免ずる
同　茂木　敏充
内閣府特命担当大臣世耕弘成帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を免ずる